



## 申告書作成開始までの流れ（パソコンでの操作）

**1** 国税庁ホームページトップ

**2** 国税庁 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページトップの「分野別メニュー」>「申告手続」の「**確定申告書等作成コーナー**」をクリックします。

「**作成開始**」ボタンをクリックします。

**3** 確定申告書等作成コーナー

**4** 贈与税の申告書の作成を開始する前に

税務署への提出方法の選択、パソコンの環境確認などの確認後、作成する申告書等の選択画面において「**贈与税**」をクリックします。

「**贈与税の申告書作成開始**」ボタンをクリックすると、贈与税の申告書作成コーナーへアクセスできます。なお、贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力すると申告書を作成できます。

### 「ご利用ガイド」をご活用ください！

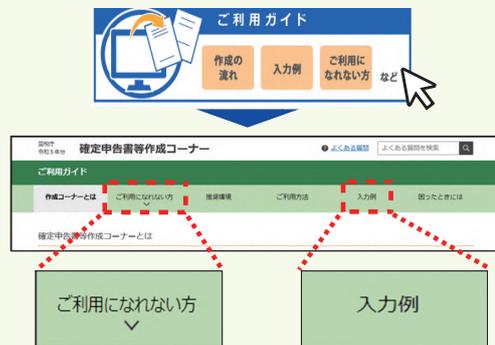
「**ご利用ガイド**」をクリックすると、12ページ以降の各事例で申告書を作成する場合の「**入力例**」や「**ご利用になれない方**」などが確認できます。

#### 【入力例】

- ・【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合
- ・【事例3】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合
- ・【事例4】相続時精算課税を適用する場合
- ・【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用する場合

#### 【ご利用になれない方】の例

- ・相続時精算課税を選択し、特定贈与者が5名以上いる場合
- ・住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が3名以上いる場合 など



国税庁ホームページの「**確定申告特集**」では、**確定申告書等作成コーナー**の入力に関する**マニュアル**や**e-Tax**で申告する方向けの**動画**を掲載しています。



確定申告特集

- ※ 作成した申告書等を、印刷して郵送等で所轄の税務署等に提出することもできます（申告書の提出方法については、2ページ参照）。
- ※ お使いのパソコン等の環境により、国税庁ホームページを利用して申告書を作成することができない場合があります。なお、各画面は開発中の画面のため、実際にご利用になる際の画面と異なる場合があります。